交付単価等

1 交付単価

| | 区 | 分 | 交付単価(円/10a) |
|----------------|-------|-------------------|-------------|
| | 田 | 急傾斜 (1/20 以上) | 21,000 |
| | | 緩傾斜(1/100以上) | 8,000 |
| | 畑 | 急傾斜(15度以上) | 11,500 |
| | | 緩傾斜(8度以上) | 3, 500 |
| 傾斜等 | 草地 | 急傾斜(15度以上) | 10,500 |
| | | 緩傾斜(8度以上) | 3, 000 |
| | | 草地比率の高い草地 (70%以上) | 1, 500 |
| | 採草放牧地 | 急傾斜(15度以上) | 1, 000 |
| | | 緩傾斜(8度以上) | 3 0 0 |
| 小区画・不整形 | 田のみ | | 8, 000 |
| 古此//。恭 ##/6 | 田 | | 8, 000 |
| 高齢化率・耕作 放棄率 | 畑 | | 3, 500 |
| | 草地 | | 3, 000 |

- 注1 集落協定にあっては、集落戦略を作成する場合に適用。
 - 2 自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り 組む場合に適用。
 - 3 それ以外の場合は、上表中の単価の80%とする。

2 加算措置

(1)棚田地域振興活動加算

| _ | / //// /// | | | |
|---|-------------|---|-------------|---|
| | 地目 | | 交付単価(円/10a) | 対 象 行 為 |
| | [| | | 認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田 地域の振興を図る取組を行う場合に加算 |
| | 田・畑 | 1 | 10,000 | 急傾斜地(田:1/20以上、畑:15度以上) |
| | | | 14,000 | 超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上) |

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

| 地目 | 交付単価(円/10a) | 対 象 行 為 |
|-----|-------------|--|
| 田•畑 | 6,000 | 超急傾斜地(田:1/10 以上、畑:20 度以上)の農用地 の保全等の取組を行う場合に加算 |

(3) 集落協定広域化加算

| 地目 | 交付単価(円/10a) | 対 象 行 為 |
|--------------|-------------|--|
| 地目にか かわらず | 3, 000 | 他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、当該協 定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保 した上で取組を行う場合に加算 |

※上限:200万円/年度

(4) 集落機能強化加算

| 地目 | 交付単価(円/10a) | 対 象 行 為 |
|-----------|-------------|--|
| 地目にか かわらず | 3, 000 | 新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外) を強化する取組を行う場合に加算 |

※上限:200万円/年度

(5) 生產性向上加算

| 地目 | 交付単価(円/10a) | 対 象 行 為 |
|--------------|-------------|----------------------|
| 地目にか かわらず | 3, 000 | 生産効率の向上を図る取組を行う場合に加算 |

※上限:200万円/年度

3 交付条件等

- (1) 1農業者等当たりの受給額の上限は500万円(役員報酬等集落協定の各担当者の活動経費及び共同取組活動に係る日当として受領した金額を除く。)とする。(多数のオペレーターを雇用する第3セクター及び多数の構成員からなる生産組織等には適用しない。)
- (2) 農業所得が都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は、原則として交付されない。(当該農業者が水路・農道の管理や集落内のとりまとめ等において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている場合及び当該農業者が個別協定により農用地を利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等を行っている場合を除く。)
- (3) 複数の加算を実施する場合、上乗せする加算の単価は、最初に適用される加算以外の加算について定められた単価から 1,000 円/10a を減額する。